

(その1)

# 収支報告書

令和5年分  
開催分

(ふりがな) につぼんいしんのかいしゅうぎいんちばけんだいごせんきょくしふ

1 政治団体の名称 日本維新の会衆議院千葉県第5選挙区支部

2 主たる事務所の所在地 千葉県市川市市川1-23-8  
シャレードビル2F

3 代表者の氏名 岸野 智康

4 会計責任者の氏名 岸野 智康

事務担当者の氏名

岸野 智康  
(電話) 080-2050-4431  
(電話)  
(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 (現職・候補者の別)
資金管理団体の届 出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名 岸野 智康
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (候補者等)
公職の候補者 の氏名(2人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)
公職の候補者 の氏名(3人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間
から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間
令和5年 2月 22日 から 令和5年 12月 31日 まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



199010, 5/31, P.

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	6,759,415
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	6,759,415
支 出 総 額	4,068,016
翌年への繰越額	2,691,399

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,259,415	
(イ) うち特定寄附		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,259,415	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	1,259,415	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	日本維新の会 本部	1,750,000	R5/3/23	大阪府大阪市中央区島之内1-17-6	
2	日本維新の会 本部	2,250,000	R5/7/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-6	
3	日本維新の会 本部	1,500,000	R5/10/25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-6	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計	5,500,000			
	合 計	5,500,000			

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	岸野智康	1,259,415	R5/6/10	千葉県市川市新田4-5-16-101	会社代表	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,259,415				
	その他の寄附					
	合 計	1,259,415				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	560,000		
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
(4) 事 務 所 費	1,274,829		
小 計	1,834,829	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	144,140		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,792,790	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	351,607		
イ 宣 伝 事 業 費	1,441,183		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	121,000		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	175,257		
小 計	2,233,187	0	
合 計	4,068,016		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所家賃	103,329	R5/3/6	株式会社宝石のシイバ	千葉県市川市須和田1-31-23	
2	事務所家賃	112,000	R5/4/2	株式会社宝石のシイバ	千葉県市川市須和田1-31-23	
3	事務所家賃	11,200	R5/4/4	株式会社宝石のシイバ	千葉県市川市須和田1-31-23	
4	事務所家賃	123,200	R5/4/30	株式会社宝石のシイバ	千葉県市川市須和田1-31-23	
5	事務所家賃	123,200	R5/5/31	株式会社宝石のシイバ	千葉県市川市須和田1-31-23	
6	事務所家賃	123,200	R5/7/2	株式会社宝石のシイバ	千葉県市川市須和田1-31-23	
7	事務所家賃	123,200	R5/7/30	株式会社宝石のシイバ	千葉県市川市須和田1-31-23	
8	事務所家賃	123,200	R5/9/6	株式会社宝石のシイバ	千葉県市川市須和田1-31-23	
9	事務所家賃	123,200	R5/9/28	株式会社宝石のシイバ	千葉県市川市須和田1-31-23	
10	事務所家賃	132,000	R5/11/3	株式会社宝石のシイバ	千葉県市川市須和田1-31-23	
11	事務所家賃	132,000	R5/11/28	株式会社宝石のシイバ	千葉県市川市須和田1-31-23	
12	駐車場費	12,100	R5/9/30	株式会社リバーランド	千葉県市川市本北方1-44-20	
13	駐車場費	11,000	R5/9/30	株式会社リバーランド	千葉県市川市本北方1-44-20	
14	駐車場費	11,000	R5/12/11	株式会社リバーランド	千葉県市川市本北方1-44-20	
15	駐車場費	11,000	R5/12/11	株式会社リバーランド	千葉県市川市本北方1-44-20	
	こ の 頁 の 小 計	1,274,829				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	1,274,829				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		1. 組織活動費	
					名簿管理費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	144,140				
	合計	144,140				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
					印刷製本費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	機関紙発行費	39,219	R5/2/7	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9アイケイビル1F	
2	機関紙発行費	14,101	R5/3/11	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9アイケイビル1F	
3	機関紙発行費	18,612	R5/3/13	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9アイケイビル1F	
4	機関紙発行費	35,717	R5/3/16	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9アイケイビル1F	
5	機関紙発行費	53,050	R5/3/12	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-3	
6	機関紙発行費	162,200	R5/12/27	スコープジャパン株式会社	千葉県四街道市四街道1564	
7	機関紙発行費	15,511	R5/3/24	ラクスル株式会社	東京都品川区上大崎2-24-9アイケイビル1F	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	338,410				
	その他の支出	13,197				
	合 計	351,607				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝広報費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	ポスター印刷費	44,630	R5/5/23	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
2	ポスター印刷費	44,630	R5/5/23	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
3	ポスター印刷費	45,970	R5/6/12	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
4	看板代金	16,082	R5/8/9	株式会社高昇	東京都江戸川区春江町2-31-15高昇ビル2F	
5	折込代	931,921	R5/3/23	株式会社地域新聞社	千葉県八千代市勝田台北1-11-16 5F	
6	ホームページ制作費	280,000	R5/12/28	高橋京太郎	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷1-22-28	
7	名刺印刷費	48,260	R5/6/26	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
8	ポスター印刷費	29,690	R5/3/13	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,441,183				
	その他の支出					
	合 計	1,441,183				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					情勢調査費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	情勢調査費用	121,000	R5/9/28	office HIRARA	東京都千代田区三番町7-13	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	121,000				
	その他の支出					
	合 計	121,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
					車両費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	一般整備費	29,240	R5/8/3	スーパーオートバックス市川	千葉県市川市鬼高三丁目32番12号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	29,240				
	その他の支出	146,017				
	合 計	175,257				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 5月 29日

政治団体の名称 日本維新の会衆議院千葉県第5選挙区支部

会計責任者の氏名 岸野 智康



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

## 政治資金監査報告書

令和6年5月29日

日本維新の会衆議院千葉県第5選挙区支部

代表 岸野 智康 殿

登録政治資金監査人 岡本 恭子

登録番号 第1832号

研修了年月日 平成21年6月9日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会衆議院千葉県第5選挙区支部の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
  - (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
  - (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
  - (4) この政治資金監査は、日本維新の会衆議院千葉県第5選挙区支部の主たる事務所において行った。
- ### 2 監査の結果
- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。
  - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

### 3 業務制限

日本維新の会衆議院千葉県第5選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会衆議院千葉県第5選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上